

論文の審査要領の基本方針

1. 論文の審査の基準

次の項目に照らして審査し、掲載の可否を判定する。

- (1) 新規性：論文の内容が、新たな知見や見解を有し、研究方法、分析・解析方法などに独創性を有すること。
- (2) 有用性：論文の内容が、発展性、応用性や汎用性のある内容を含み、学術的、あるいは実用上で価値があること。
- (3) 信頼性：実験条件や計算条件などの記述が充分であり、結果、結論などを信頼するに十分な根拠があること。
- (4) 完成度：論旨が明確であり、目的や結論がわかりやすく、構成が適切であること。
- (5) その他：投稿規定に定められた通りに構成され、記述されていること。

2. 論文の審査の重点の置き方

論文は、新規性が高いことを優先するが、有用性が極めて高い場合には、新規性はそれほど高くなくても論文として扱う。また、断片的な知見であっても、新規性および有用性の高いものは論文として扱う。

3. 論文の審査員

投稿された論文は、編集委員会により委

嘱を受けた2名の審査員によって審査される。審査員の氏名は公表しない。著者との連絡はすべて編集委員会が行う。

4. 論文の審査の結果

論文は、上記の各項目に照らし、2名の審査員によって審査される。編集委員会は、2名の審査員の審査結果に基づいて、投稿論文に対し、次のいずれかに判定する。

- a. そのまま掲載可
- b. 指摘の点が修正されれば、そのまま掲載可
- c. 指摘の点が修正された後、再閱讀する
- d. 掲載不可

なお、二人の審査員による結果が著しく異なり、編集委員会において判定が困難な場合には、もう一人（三人目）の審査委員によって審査し、判定する。dと判定された場合には、その理由が編集委員会より明示される。

5. 審査済原稿の取り扱い

審査を完了した原稿（受理原稿）の印刷段階での脱字、誤字、レイアウト、体裁に関する校正は、著者の責任のもとで行うことにする。印刷段階での原稿の内容にかかわる訂正は認めない。内容にかかわる訂正が生じた場合は再審査に付す。